

特別高圧電力支援金に関するお知らせ

福島県中小企業 特別高圧電気料金 支援事業のご案内

電気料金高騰によって厳しい経営状況に置かれている福島県内の
中小企業を対象として、特別高圧電気料金の一部が支援されます

対象事業者

以下、条件を満たしている中小企業者

✓ 特別高圧電力を利用している
事業所を有する県内中小企業

✓ 特別高圧電力を利用している県内の
商業施設等に入居している中小企業のテナント

対象期間・支援金額



※提出書類を審査のうえ、支援金を交付します。

受付期間: 支援対象期間によって、2回に分けて申請を受け付けます。

1
回目

令和5年1月から6月までの電力使用分の申請

2023年 10/16(月) ~ 11/17(金)

2
回目

令和5年7月から9月までの電力使用分※

2023年 12/1(金) ~ 12/28(木)

※期限までに書類が整わなかった等により1回目の申請を行わなかった場合には、
2回目の受付期間に令和5年1月から9月までの電力使用分をまとめて申請することができます。

申請は、専用ホームページからの電子申請又は所定の様式による郵送のみ受け付けます。
持参による申請は受け付けませんのでご注意ください。

専用
ホームページ

<https://pref-fukushima-tokkodenki.hp.peraichi.com/>

福島県 特別高圧



特別高圧電力支援金事務局(トランス・コスモス株式会社)

コールセンター
9:00~17:00
(土日祝日を除く)

0570-063500

支援対象事業者 福島県内に事業所を有し、以下の1から2に掲げる要件を満たす者としてします。

1 電力会社との間で特別高圧電力契約を締結又は商業施設等で特別高圧電力を使用する中小企業(みなし大企業を除く中小企業者及び小規模企業者)

※契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料及び電力使用量が確認できる資料等を提出していただきます。(書類不備の場合は支援金の交付はできません)

| 業種 | 中小企業者 | | 小規模企業者 |
|------------------------------|--------------|-------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 | 常時使用する従業員の数 |
| ① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く) | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ② 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③ サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④ 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

| |
|--|
| <p>① 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>② 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者</p> <p>③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者</p> |
|--|

2 次の(a)から(l)に掲げる「中小企業特別高圧電気料金支援補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者

- (a) 国又は地方公共団体が運営する者。
- (b) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人。
- (c) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条により定める事業を営む者。
- (d) 政治団体、宗教上の組織又は団体。
- (e) 国又は県による電気使用料の負担軽減に関する他の補助金等を受給している者。
- (f) 発行済株式総額の25パーセント以上を福島県が保有する者。
- (g) 県税の未納がある者。
- (h) 日本国内に法人登録がない者。
- (i) 法人等(個人または法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき、または法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。
- (j) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている者。
- (k) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。
- (l) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している者。

※本事業への申請に際しては、「福島県中小企業特別高圧電気料金支援補助金に関する誓約書」の提出を必須とします。

申請書類

| 申請方法 | 書類の名称 | 交付申請書兼請求書(様式第1号) | 交付申請書兼請求書(様式第2号) | テナントの同意書(様式第3号) | 誓約書(様式第4号) | 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料 | 登記事項証明書(法人のみ) | 電力使用量が確認できる資料 | 口座番号及び口座名義人を確認できる書類 |
|-------------|-----------------------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------------|
| 申請の場 口直接 | 自ら特別高圧電力の受電契約を締結する事業者 | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ |
| | 特別高圧受電施設に入居している事業者 | ✓ | | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ |
| | 特別高圧受電施設のオーナー企業等がテナント分をまとめて申請する場合 | | ✓ | ✓ (テナント分) | ✓ (テナント分を含む) | ✓ | ✓ (テナント分) | ✓ | ✓ |

※手続きの詳細については専用ホームページにてご確認ください。